

新宮川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
紀の川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
大和川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
淀川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
加古川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
揖保川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
円山川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
由良川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
九頭竜川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場
北川水系	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

合同開催

(議事要旨)

日時：令和2年1月21日（火）14：00～15：30

場所：大阪合同庁舎1号館 第1別館 2階 大会議室

出席者：近畿地方整備局管内における1級水系（全10水系）の
河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者

(1)概要

1. 規約、公開方針

- 規約は、資料2-1の案で承認された（構成員の表記に修正あり）。
- 公開方針は、資料2-2の案で承認された。

2. 既存ダムの洪水調節機能強化

- 当面の取り組みは、資料4-1のとおり進めることとした。
- 操作規程や大規模洪水時における操作要領等は、今後、個別に調整していくこととするが、資料4-2、資料4-3の例をベースに進めることとした。

(2) 質疑応答

Q：蔵王ダム下流に補助の日野川ダムがある。下流ダムの水位に則って蔵王ダムの貯水制限や責任放流量の貯留制限が定められている。事前放流により下流ダムの水位を極端に下げられると、蔵王ダムが貯水できないことになってしまうため、十分に配慮願いたい。

また、蔵王ダムは洪水吐放流ゲートを持たない。事前放流をしようと思っても、利水のゲートから放流しても多くの放流量は放れないため、その点、どの程度の放流量になるかを教えていただきたい。

従来ゲートレスなので、満水になったら、洪水吐から溢れる段階で放流警報をするという流れをとっているが、事前放流をするのであれば違う形で管理をしていくことになり、増加維持管理費も発生すると思う。蔵王ダムは農業用のダムであり、農家から負担金をいただきながら維持管理をしているため、この負担金が増えることになれば、なかなか農家からの理解を得られないということになると思うため、国交省、農水省で十分協議していただき、負担金が増えないようにして頂きたい。

また、事前放流をした際に、なかなか思い通りに水位が回復することは難しいと思うので、空振りで水位が回復できない際は代替水源による補給を柔軟に行えるようにしてもらいたい。また、代替水源で代用する等で発生する費用等の負担も何らかの形で配慮願う。

Q：示されたダム操作規程例の数値は、どのような手順で決めていくのかを教えてください。指示体系を明確にしてもらいたい。

また、事前放流する際に取水口からしか放流できないため、毎秒14トン程度しか放流できない。1日放流しても100万トン程度、この程度ではピークカットするには不足と思うが、どう考えているのか。

また、出水期でも農業用水が大量に必要な中干し後の7月の出穂期には満水にしておきたいのだが、農業用水が必要な時期の対応は、どう考えているのか。

また、どの利水容量のラインまで下げればよいのかを教えていただきたい。

Q：現在でも「永源寺ダムが放流するので危険水位を超えた」、「ダムが放流するので避難勧告が出た」など、ダム管理所に苦情が入っている状況である。そのような状況の中で、事前放流をすることでそれらが全て解決できるというアナウンスになってしまうと、逆に心配だ。事前放流をすることでどのように効果があるのかを正しく示していくのが大事になるのでお願いしたい。治水協定を結び、住民に説明する際に、事前放流をすることで、全て問題が解決するというにならないようにしていただきたい。

事前放流したが、降雨が空振りした際の代替水源について、我々が受益する愛知川流域では地下水以外に代替水源がない。ダムに頼っている地区として、どのよう

に用水を確保し、その費用等について農家・地域住民に納得していただけるかを考えていただきたい。

Q：我々の管理する箕面川ダムと狭山池ダムについては利水容量を持たない治水ダムだが、このような治水ダムの取り扱いについて治水協定の中で対象になるのかなどを教えてください。

Q：スケジュールについて、令和2年5月までに治水協定の締結とあるが、進め方として先程から各水系毎の質問が部分的に上がっているが、今日この場で質問した方が良いのか、各水系毎の協議の場でお聞きすればよいのかを教えてください。

A：事前放流する上で構造的な課題があるダムはもちろんあるので、一律に同じような効果を出す必要はないと思っています。次の出水期までにはあまり大きな治水協力が出来なくても、順次改造を行うことや、実績を重ねながら改良していくことも可能と思っています。それぞれのダムで事情が違うので、個別に議論を進めていければと思っています。

維持管理費の負担については、計画規模を超える様な洪水に対する治水協力を想定しているため、頻繁にこの操作が行われるとは思っていないし、大洪水時には、農家の方自身もその土地の生活者であるため、そうした視点に立ってご協力いただければ非常にありがたい。しかし、我々には強制権はないので、協力いただければありがたいとの立場です。

操作規程の中の数字を誰が決めるのかというご質問がありましたが、各ダム管理者に定めていただくことが基本です。ダム管理者が所管の省庁などどのように調整するかについて、国土交通省が関与することでもないため、それぞれのダム管理者の判断にお任せします。あくまで国土交通省は皆様の協力を頂くという立場であり、利水ダムの権利関係については皆様にあるので、ダム管理者がそれぞれの所管省庁等とご相談いただくか、必要であれば河川管理者にも相談いただければと思います。そんなに責任を負えないというご意見があるかもしれませんが、操作要領については、協議の場で合意を得て定めるものであり、皆が同意したルールに基づいた操作となることをご理解いただきたい。

放流できる量が少ないということについては、ダム毎にそれぞれで事情が違うため、個別に検討していくこととしたい。

放流が危険であるというクレームを受けることがあるとの話があったが、それらは全くの誤解です。利水ダムはそもそも洪水調節機能がなく、その中でも既に治水協力をしていただいているダムもあります。多目的ダムの場合でも、異常洪水時防災操作を行ったダムも、避難時間を稼ぐ効果や、被害軽減効果があり、悪影響を与

えていることはありません。もちろん、事前放流さえすれば全ての洪水に対して完全に安全を確保できるわけではありません。これから作るダムも、既存の施設もどんなことが起こっても大丈夫ということとは言えません。どんな操作を行ったとしても、ダムの持っている力には限りがあるため、あらゆる被害を防ぎますとは言えませんが、治水協力を全くしないケースに比べて良くなることはあっても悪くなることはないので、その点は我々も丁寧に説明していきたい。

空振りした際の対応については、代替水源の有無など、ダム毎にそれぞれ事情が異なるため、個別に協議で検討していければと思います。

治水専用のダムが対象になるかというご質問がありましたが、流水型ダム等で全く貯留がなく放流する水が無い場合は対象外になると思いますが、放流できる水があれば対象になる可能性があるため、ダム毎の判断になると思います。

進め方については、細かな数字までこの全水系が集まっている場で決めることは現実的ではないので、標準的な雛形についてこの場で合意できれば、あとは水系毎に個別調整を進めていけたらと思っています。また、次の出水期を迎えるまでに治水協定を結んでいきたい。治水協定については、各利水者が治水協力をする事、具体的な操作規程は協議して定める事、大まかなスケジュール等の内容と考えている。スケジュールを考える中で、直ちに運用できるダムもある一方、構造改変や更なる検討を加えなければ運用できないダム等もあると思うため、そのようなダムについては、いつまでに何が出来るかを、次の出水期までに工程表としてまとめたいと思っています。

Q：当社も過去の洪水被害や河川整備の進捗状況を踏まえ新宮川水系で治水協力をさせて頂いており、引き続き協力させて頂いていただければと思っています。しかしながら、流域の安全・安心については河川整備とその進捗を前提とした既存ダムの洪水調節機能強化を双方同時並行で考えていかないと治水安全度は向上せず、いつまで（暫定運用である）現行の運用を継続し治水協力させて頂くのか不透明となります。本施策は、昨今の大規模かつ広域的な洪水被害を踏まえた国の施策であることを鑑みれば、河川管理者（国土交通省）による河川整備基本方針の変更、整備計画の策定および進捗状況を含めた治水活用の方針説明が肝要であり、流域（自治体・住民・漁協等）の方々の理解促進に繋がる、と考えております。

また、各ダム管理者がダムの事前放流の実施判断基準等についてバラバラに設定のうえ運用しますと、治水協力とは言い難い結果となる可能性も否定できません。これを回避するには、河川管理者（国土交通省）が主体となって、ダム毎ではなく水系別に実施判断基準を定め、各ダム管理者および利水者にご提示いただく必要があると考えます。一例ですが、当社が管理しているダムが事前放流後に流入水の貯

留を始めると同時に上流にある他の事業者のダムから放流が始まってしまうと貯留と放流のミスマッチが起こり、結果治水協力ができない等当社の意図しない状況になってしまうことが危惧されますため、ご承知おきご配慮いただいで進めていただければと思います。

A：新宮川については、平成23年に紀伊半島豪雨があり、その豪雨自体が現在の気候変動を先取りしているような現象であって、それを受けて事前放流を今回の議論に先立って、電源開発、関西電力、和歌山県でかなり先行して取り組んでいただいでいます。ご指摘があったとおり、ダム毎というよりも水系ごとに考えないといけないのはまさにそのとおりであり、そのため、水系ごとに協議の場を設置させていただいています。今回は10水系合同で実施していますが、水系ごとに議論していかうというのはご指摘のとおりです。水系ごとに統合的な対応をする必要がありますが、操作規程はダム毎に必要なようになってくるので、今回はその例を提示させていただきました。

新宮川水系の河川整備基本方針・整備計画については、できるだけ早く議論を開始したいと思っています。

ダムの操作規程には、電力であれば電力固有の内容、農業であれば農業固有の内容も記載されているとは思いますが、治水協力と関係ないことも含めて操作規程の全ての内容について協議の場で議論していく必要はないので、ダム操作規程の中には「大規模洪水時」を定義し、「大規模洪水時には別の操作要領に移行する」と操作規程の中に記載してはどうかと考えて例を示しています。それを受けて作成する大規模洪水時の操作要領の中の附則に、「本要領は今後の操作実績及び降雨予測精度の向上等を踏まえ変更するものとする。」と記載しています。恐らく最初は少ししか水位を下げられないと思うので、徐々に水位を下げていったり、降雨予測精度が上がったらもう少し精度の高い操作が可能になったり、下流の整備が終わったら、治水協力の度合いが軽く出来ることなどもあるかもしれないので、このように頻繁に変わるかもしれないものを操作規程に盛り込むよりも、別に操作要領を策定し、大洪水時に別の操作要領に移る体制にしてはどうかと考えたものです。今年の出水期には、かなり安全サイドの運用になるかもしれませんが、始めから100点を取れるとは思っていないが、0点というのもどうかと思うので、できるところからでも始めていきたい。

Q：市民に水道水を提供する側として一言申し上げたい。やはり最終的には住民の方の生活を支える水道水を提供しているので、そこにも十分に配慮いただければと思っています。

A：ダム毎に事情が違ふと言ったように、全国で融通できる電力や、その地域でしか供給できない水道水・農業用水など様々であり、損失の程度はダム毎に違ふと思いますので、個別にお話しできればと思います。

Q：橋本市からも話しがあったように、評価の仕方について、各水系で違ふとは思ふが基本方針を見ると、「洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。」としか書いていないので、何を考えてどういった行動をすればよいかを今日示されるかと思つていた。利水者、河川管理者がお互い納得しておかないと協議にならないと思ふので、例えば費用対効果は治水になるが、利水にもどのような便益があるかといった説明をしておかなければならない。また、不特定容量の取り扱いについて、取水制限については各水系で違ふと思ふので、そういったところを理解しておかないといけな思ふ。専門的な取水方式等についても理解しておかなければ、そもそも河川管理者として議論にさえならないと思ふ。また、どの程度の水を事前放流できるかを検討するにあたっては、開発水量に対してどの程度の未利用水があるのか、水利権量に対してどの程度の実取水量があるのか等についても把握が必要だと思ふ。補償の話についても未だ決まっていないと思ふが、そこについても話しが固まらないと5月の出水期までには厳しいと思ふ。

A：利水ダムの補償制度等については、まだ現段階では確定はしていません。こういった制度設計の話と並行して近畿管内の水系毎の話をさせていただいているので、やや見通し不良の中でのスタートとなりますが、ご理解いただければと思います。ご質問については、今ここで議論するというよりも、個別に議論を進めていく中での事項と感じたので、ここでは、これまで積極的に取り組んでいただいている和歌山県からのアドバイスということで受け止めて、今後の議論に反映していきたいと思ふ。

Q：我々はダムの利水者という立場で参加させていただいているが、ダムの操作について詳しく把握していないため、事前放流をすることで渇水に対してどのように影響してくるのかをきちんとわかるような形で説明いただければと思ふ。

A：今のご発言は要望と受け止めましたので、今後の議論に反映していきたいと思ふ。

Q：水系毎に個々の条件を考えるのは分かるが、県の中で考えるときに、何らかの指針等があれば進めて行きやすいので、小規模の補助ダムでも対応出来るガイドラインや参考データなどがあればいただきたい。

A：個々の事項に関してはダム管理者で考えて頂きたいと申し上げましたが、国土交通省が所持しているデータが欲しいという事であれば協力していきたいと思えます。国土交通省の管理するダムは大きすぎるという事であれば、他県の管理する補助ダムで似たようなダムがあるかもしれないため、そちらを参考いただければと思います。いずれにせよ、何かお困りのことがございましたら、問い合わせいただければと思います。

全体を通してのまとめ

各ダムの操作規程等に数字まで入れていくためには、個別の議論が必要だと思えますので、その中で改めてご意見を聞かせていただければと思います。

本日のご意見は多岐にわたりましたが、総じて提示させていただいた操作規程等の例に沿ったご質問・ご意見であったかと思えます。そのため、今後、詳細は個別に議論していくこととなりますが、今回お示ししたものを標準例として、これをベースに進めていただくという緩やかな合意ができたものと考えていますが、よろしいでしょうか。

→異議無し。

以 上